

## 令和5（2023）年度 第2回柏崎市介護保険運営協議会（議事要旨）

- 1 開催日時 令和5（2023）年8月30日（水） 午後4時～午後5時30分
- 2 開催場所 柏崎市役所 多目的室
- 3 出席者 <委員>…20名  
杉本委員長、青木副委員長、藍澤委員、黒崎委員、池嶋委員、山崎委員、上村委員、荒川委員、山田（秀）委員、阿部委員、石黒委員、重田委員、山田（幸）委員、山田（允）委員、金子委員、渡辺委員、樫出委員、岸委員、宮崎委員、長谷川委員  
<事務局職員>…10名  
山崎福祉保健部長  
介護高齢課：尾崎課長、真貝課長代理、金子（保）課長代理、細山課長代理、高橋係長、佐原係長、石田主査  
健康推進課：坪谷課長、金子（規）課長代理  
計画策定支援業務委託受託者：株式会社ぎょうせい
- 欠席者 アドバイザー：新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 丸田教授

### 4 会議資料

- ・会議次第
  - ・柏崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画骨子（案） 資料1
  - ・第9期（令和6～8年度）の介護保険サービス事業者意向調査集計結果 資料2
  - ・介護サービス基盤の整備に関する基本的な考え方について 資料3
  - ・柏崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に係る第2回介護事業者等意見交換会について 資料4
  - ・介護人材確保と職場定着を考える介護・福祉職員ワークショップについて 資料5
  - ・第9期介護保険事業（支援）計画基本指針（案）及び参考資料（抜粋） 参考資料
- 【当日資料】
- ・アドバイザー丸田教授書面講評及び第9期介護保険事業（支援）計画基本指針関係部分抜粋 当日資料

### 5 議 事

- (1) 柏崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画骨子（案）について
- (2) 第9期（令和6～8年度）の介護保険サービス事業者意向調査集計結果について
- (3) 介護サービス基盤の整備に関する基本的な考え方について

### 6 報告事項

- (1) 柏崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に係る第2回介護事業者等意見交換会について
- (2) 介護人材確保と職場定着を考える介護・福祉職員ワークショップについて

## 7 会議内容

事務局である介護高齢課長が次第に沿って会を進行する。

### (1) 開会

福祉保健部長が挨拶

### (2) 議事

杉本委員長が次第に沿って議事を進行する。

#### ア 柏崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画骨子（案）について

事務局が「柏崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画骨子（案）」に基づき説明した。

##### <質疑>

(A 委員) 資料64ページ「日常生活圏域の設定」の中で、西圏域の認定率が22.0パーセント、南圏域の認定率が16.7パーセントとなっており、その差は5パーセント以上となっている。この差を保険者としてどのように捉えているか。

(事務局) 認定率は高齢化率と大きな関連があると考えている。南圏域は半田、枇杷島地区など比較的若い方が多い地区が含まれ、高齢化率は30.9パーセントとなっている。西地区は、中央、米山、上米山など、高齢化が進んでいる地区が含まれており、全体の高齢化率は38.8パーセントである。このように、認定率は高齢化率と相関関係があると捉えている。

(B 委員) 64ページの基本目標3「誰もが必要なサービスを受けられる介護・福祉の基盤づくり」の中に、「今後、独居の高齢者などの増加が見込まれるため、高齢者向け住まいの確保を図ります。」という記載があり、67ページには、どの圏域にどういったサービス基盤が整備されているかが示されている。しかし、ここには、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームは含まれていない。これら施設の利用定員を合計すると、150以上の入居枠がある。こういった施設を含めて考えても、サービス基盤はなお不足していると考えているのか。

(事務局) 基本目標3に記載した高齢者向け住まいについては、介護保険サービス施設を指してはいない。例えば、高柳町にある結の里という名称の高齢者生活支援施設、また、市営住宅にある見守りの機能をもつシルバーハウジングといった施設について、その機能を維持していきたいという趣旨である。

#### イ 第9期（令和6～8年度）の介護サービス事業者意向調査集計結果について

#### ウ 介護サービス基盤の整備に関する基本的な考え方について

事務局が「第9期（令和6～8年度）の介護保険サービス事業者意向調査集計結果」及び「介護サービス基盤の整備に関する基本的な考え方について」に基づき一括して説明した。

##### <質疑>

(B 委員) 説明のあった、「限りある人的資源と既存施設の有効活用を図る」といった部分は事業所としてもお願いしたいところである。施設間での利用者の取り合いが起きているような状況である。以前は、利用者確保について、私たち社会福祉法人が、民間事業者と共に考えることはなかったが、現在は、お互いがいかにして事業を存続していくかを相談し合うことが増えてきた。

地域ごとにどういった部分が足りていないのか、市には詳細に確認いただき、必要な対

応をしてもらいたい。そうでないと、今後継続できない事業所が出てくるだろう。この運営協議会の場にも、地域包括支援センターを含む様々な事業所に勤務する委員がいることでもあるし、それぞれの状況を伺いたいところである。

(事務局) 市としても同じ考えである。事業所が共倒れになるような状況は避けた。そのため、今回このような考え方をお示したところである。

(C 委員) 通所介護事業所を運営している。先ほど金子委員からも話があったが、利用者の取り合いが起きているのが実情であり、説明にあった「全国的に利用が低迷している通所系サービスの経営悪化が懸念される」というのは現実になってきている。

当法人がサービスを開始した頃に比べ、事業所数は3～4倍にまで増加している。施設・事業所の新增設を制限するという考え方は、現状を認識してもらったものと思う。

人材確保、量をどのように確保していくための施策が必要である。かつては、シルバー人材センターにおいて、ヘルパー2級の講座が開催されていた。その講座を受け、入職する職員もいた。そういった学ぶ場も人材確保のためには必要であると考え。量の確保と育成のための施策が重要である。

(事務局) 御指摘のとおり、育成支援も重要であると考えている。10月、次回の運営協議会で具体的な施策についてお伝えをさせていただくが、第9期計画期間中の取組として、介護の技術を学ぶ講座の開催を検討している。

意見にあったヘルパー講座、現在で言う介護職員初任者研修ではないが、介護職員実務者研修について、養成校に働きかけを行い、今年7月に社会福祉協議会を会場に実施したところである。今後も継続し学びの機会について確保していきたいと考えている。

(D 委員) 市外であるが、母がサービス付き高齢者向け住宅に入居していた。病院から退院時に入所する施設について検討するカンファレンスの場で、今すぐ入れる施設はどこかといった話合いが行われている。医療が必要であったため、入所できる施設がかなり限定された。実際にサービス付き高齢者向け住宅で実際に職員の方と関わったが、男性の職員が多く、いい印象を受けた。入居費用が高額であるため、職員の給与も高額なのかと想像した。病気になると、特別養護老人ホームであっても入所が困難であるため、こういったサービス付き高齢者向け住宅の整備も今後検討してもらえればと思う。

(事務局) サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームは、外部のサービスを利用するため、介護度が上がるほど、入居にかかる費用はどうしても高額となる。住宅型有料老人ホームを介護付き有料老人ホームに転換したいという意向もあったが、様々なニーズがあることから慎重に判断したいと考えているところである。医療依存度の高い方については、今後介護医療院に転換を予定している施設があるため、そちらを多く利用いただけるものと考えている。

(E 委員) 特別養護老人ホームに空きがなく入れないという声を実際に聞いており、また、45ページに記載の調査結果で、特別養護老人ホームに入所できていない理由として、「空きがない」という回答の割合が高い結果となっている。今後、人口は減っていくものの、現時点では、特別養護老人ホームに入所できなくて困っている方がいるということであると思う。今回、新規の施設整備はしないということだが、こういった入所できずにいる人は増えていかないのか。見通しを教えてください。

(事務局) 御意見の調査結果はケアマネジャーからみた利用者の方の状況を集計したものである。

今回、特別養護老人ホームに入所を申し込んでいる方に、どういった意向があるか確認する調査を別に実施している。

直近の集計、7月末日の特別養護老人ホーム入所待機者は、668人である。調査では、「今すぐ入所したい」という意向のある方は55パーセントという結果であった。掛けると約370人が実際の待機者、と言える。1年間で特別養護老人ホームに入所する方は200人以上いる中で、御迷惑をおかけする部分はあるが、1年から2年の間お待ちをいただければ、入所につながると考えている。これ以上施設を整備するにも人材がないのも現状である。そのため、現在のサービス基盤を維持していき、入所までは、必要なサービスの組み合わせを行っていただきたいと考えている。

(副委員長) 岸委員の意見に関連するが、シルバー人材センターにおいて、過去養成講座を実施していた。会員のみならず、一般の方も受講が可能であった。実施したい思いはあるが、情勢も変わっており、開催には大変高額な費用がかかり、また、施設において実地に行く過程もあることから、現在は開催することができていない。

職員の働き方について、視点を変えていく必要があると考えている。一人の職員にかかる負担が大きく、バーンアウトしてしまうことがあると思う。

看護師や准看護師の資格はあるが、勤めておらず、なおかつ毎日勤務することは無理といった方が相当数おり、これらの方は申請さえすれば、初任者研修を修了しているものとみなされる仕組みがある。こうした方たちの掘り起こしが有効であるとする。

生産性が落ちている業務について、切り出しを行い、こうした働き方を変え確保する人材で対応するといった視点の変更が必要であるとする。有資格者であるが、毎日勤務することは困難である、といった方は看護師に限らずいる。有資格者が現場にきてもらえるような取組について議論していくことが重要とする。

(委員長) 介護事業所は利用者の取り合いを行っているという話がある一方で、特別養護老人ホームの待機は1、2年あるとのことであった。その差を埋めていくためにはどのような方法を考えているか聞きたい。

(事務局) 特別養護老人ホーム待機者の総数は多くみえるが、早めに申し込む方が多くおり、すぐに入所を望む方は全体の55パーセント程度であることが今回の調査で分かった。以前は、待機者が900人や1,000人ということもあった。以前に比べ待機者は徐々に減っていく中で、通常、待機をしながらデイサービスなどの在宅サービスを組み合わせる。デイサービスの稼働率は民間で7割、社会福祉法人で6割程度となっている。待機者が減少することで、在宅サービスの利用者も減っていくということが現状としてある。

どう対応していくかだが、待機している間は、在宅サービスを組合せ利用していただくことが基本的な考えである。在宅サービスでは生活が困難な方については、事情を聞きながらであるが、ショートステイに長期間滞在するロングショートを利用しながら待機していただき、入所までの間過ごしていただくことが考えられる。

### (3) 報告事項

ア 柏崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に係る第2回介護事業者等意見交換会について

事務局が「柏崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に係る第2回介護事業者等意見交換会について」に基づき報告した。

(F 委員) 緊急連絡先がない身寄りのない方の話題があった。地域包括支援センターにおいて対応する方でも施設入所を希望する方はいるが、そういった方が申込みをしても、身寄りがないため施設の入所判定会議にあげられないといった事例があるようだ。市として、身寄りがない方の施設入所についてどのように考えているか。

(事務局) 身寄りがない方について、後見人、保佐人を必要な方にはつける対応を行っている。これらの方を通じ、入所申込みなどの対応をいただいているところである。実際、全く身寄りがないという方は少ない。親族はいるが、関わりたくないという意向である方がほとんどである。そうした方については、後見人、保佐人などに手続的な部分是对応いただくが、最期の時には身寄りに対応いただく、といった方向性をもって対応している。

(B 委員) 特別養護老人ホームとして補足したい。特別養護老人ホームでも経験を積んでいる中で、身寄りがないことを理由に入所を拒むことはないと思っている。

しかし、経験上で言うと、身寄りのない方も特別養護老人ホームに入所するまでは様々なサービスを経ている。その中で、入所までの間にあった、親族が身元引受人となるまでの経緯などの情報が看取りをする特別養護老人ホームまで届いておらず、家族にとってこのやり方でよかったのだろうか、と感じたことがあった。地域包括支援センターなどが懸命に対応いただいた情報について、看取りをする特別養護老人ホームまで繋がるような情報連携の仕組みづくりを市には検討してもらいたい。

(事務局) 社会福祉協議会の中に設置されている権利擁護センターにおいて、様々な困りごとの相談を受けてもらっているところである。今のお話のようなケースをできるだけ少なくしていけるよう進めていきたいと考えている。

## イ 介護人材確保と職場定着を考える介護・福祉職員ワークショップについて

株式会社ぎょうせいが、「介護人材確保と職場定着を考える介護・福祉職員ワークショップについて」に基づき報告した。

(G 委員) とてもいい取組だと思う。報告にあった価値観が福祉業界にないものと感じている。専門学校で学校長を務めているが、学生と話していると、終身雇用といった価値観はない。しかし、雇用する側は、終身雇用を見据え、給料で他との差別化を図ろうとしている。実際の若者は、報告にあったように、やりがいや生きがい、それに自分のやりたいことをやるために介護職を目指している。この部分が、介護・福祉業界の人事の方と若者の大きなずれであると感じている。

市には、今回の取組であったポジティブな意見をもっと広めていってもらいたい。

施設には、給料以外の面で、例えば「当施設だとこんなことができる」「この施設はこんな強みがある」といったやりがいの面を更に打ち出してもらえると、若者が介護・福祉業界に戻ってくるのではないかと考えている。

(H 委員) 非常にいい取組であると感じた。各施設でも職員同士でこうしたワークショップのようなものは実施されているのか。状況をお聞きしたい。

(事務局) 事業所それぞれでそういった取組を行っているかは把握していないが、御意見をいた

だいたように、こういった若者の声を、施策に反映していきたいと考えている。

(A 委員) 新採用職員について、年間 6 回の新採用職員研修を行っている。認知症などテーマを決めて研修の中でグループワークを行っている。

(B 委員) 法人で 5 つ施設があるが、全ての施設の新採用職員が集まる研修を実施している。その場で、施設は違えど交流を持ってもらっている。しかし、入職から数年経つと、若手職員が集まり、どのように感じているかを聞くような機会はない。以前、内部でそういった取組ができたらいいいという話をしていたが、実現には至っていない。今後前向きに考えていきたい。

## 8 アドバイザー講評

アドバイザーから提供のあった書面講評（当日資料）を事務局が代読し、その後、1 点目のコメント、計画の名称を「地域包括ケア計画」あるいは「高齢者地域包括ケア計画」に変更することの妥当性について意見聴取を行った。

(I 委員) 他の計画と一体的に策定するという中では、「地域包括ケア計画」とした方が妥当性があり、また、分かりやすいと考える。

(B 委員) 私たち専門職からすれば、地域包括ケアという言葉は馴染みがあり、名称を変更した方がより計画の名称を表しているように思うが、市民に伝わるかが心配である。

(F 委員) 地域包括支援センターで市民の方に地域包括ケアについて話すことがあるが、ほとんどの方は言葉の意味をお分かりになっていない。「地域包括ケア計画」という言葉が一人歩きしてしまうのではないか。

(事務局) 御意見いただいたとおり、市民の方に伝わるかどうかという部分は重要である。本日の意見を踏まえて整理したい。

## 9 その他

事務局より、委員報酬等の支給等を案内する。

## 10 閉 会